

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五〇二
- 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 五〇二
- 道路の区域を変更する件 五〇二
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 五〇三
- 地域森林計画の案を定めた件 五〇三
- 地域森林計画の変更案を定めた件三件 五〇三

告 示

福島県告示第五百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

近隣には平第二小学校及び平第二中学校の通学路があることから、開店時間の前

倒しによる店舗利用者との交通事故が発生することがないように、警備員を配置する等の交通安全対策を講じるよう検討すること。

2 その他

開店時刻等の変更後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百七十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四条第一項第五号に掲げる刺し網漁業のうち千葉県からの入会について、規則第十一条各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和六年十月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 制限措置

一 漁業種類

刺し網漁業（かじき等流し網漁業）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 一隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数十トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

三 推進機関の馬力数 申請のあった推進機関の馬力数以下

四 操業区域

東経百四十一度五十九分四十七秒の線以西の福島県海面

五 漁業時期

毎年十二月十六日から翌年八月三十一日まで

六 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条第十号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和六年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

（水産課）

福島県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
磐城地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間
令和六年十月二十二日から同年十一月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部
(森林計画課)